

京都大学医学部附属病院諸料金規程施行細則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>第3条 規程別表2 療養の給付と直接関係ないサービス等 2 文書料 (法令に基づき無料で交付すべきものを除く。) 及び文書送料に規定する文書は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 普通診断書 本院所定の用紙を使用する診断書</p> <p>(2) 死亡診断書 本院所定の用紙を使用する死亡診断書</p> <p>(3) 特殊診断書 前各号に掲げる本院所定の用紙以外のものを使用する診断書</p> <p>(4) 外国語診断書 用紙にかかわらず外国語で作成する診断書</p> <p>(5) 一般証明書 本院所定の用紙を使用する証明書</p> <p>(6) 特殊証明書 本院所定の用紙以外のものを使用する証明書</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条 規程別表2 療養の給付と直接関係ないサービス等 2 文書料 (法令に基づき無料で交付すべきものを除く。) 及び文書送料に規定する文書は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 普通診断書 本院所定の用紙を使用する診断書</p> <p>(2) 死亡診断書 本院所定の用紙を使用する死亡診断書</p> <p>(3) <u>死体検案書 本院所定の用紙を使用する死体検案書</u></p> <p>(4) <u>特殊診断書 前各号に掲げる本院所定の用紙以外のものを使用する診断書等のうち、病院長が別に定めるもの</u></p> <p>(5) <u>その他特殊診断書 本院所定の用紙以外のものを使用する診断書等のうち、前号以外のもの</u></p> <p>(6) 一般証明書 本院所定の用紙を使用する証明書</p> <p>(7) 特殊証明書 本院所定の用紙以外のものを使用する証明書</p> <p>(8) 外国語診断書 用紙にかかわらず外国語で作成する診断書等</p> <p><u>2 前項第7号の本院所定の用紙以外のものを使用する証明書であっても、記載内容に医師の医学的な判断又は評価を要する事項 (病名、症状、経過等) が含まれる場合は、文書の名称にかかわらず、前項第4号又は第5号の診断書として取扱うものとする。</u></p> <p>附 則 (令和8年3月総長裁定) この施行細則は、令和8年4月1日から施行する。</p>